

クリーニング師試験学習プリント②

年 組 名前

「クリーニング業とは」

クリーニング業法第2条

第〇条等より、中の文章をきちんと覚えること！

「クリーニング業」とは、^{ようざい}溶剤又は洗剤を使用して、^{せんいせいひん ひかくせいひん}衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原形のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業することをいう。

「営業者」とは、クリーニング業を^{いとな}営む物をいう。

「クリーニング師」とは、第6条に規定する免許を受けた者をいう。

「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。



クリーニング業の定義

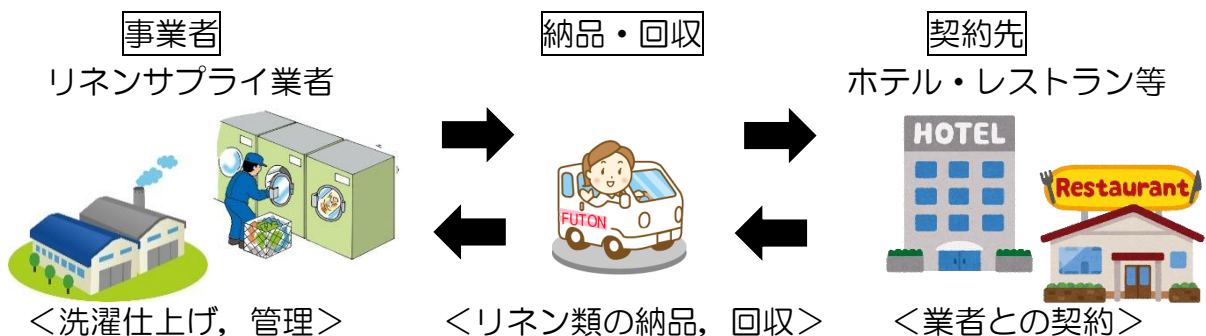
①「衣類を原形のまま洗たくする」

※原形のまま＝形状を変えて洗濯してはいけない。



製品を解いて洗たくする洗い張り業（着物等の手入れ）は含まれない。

②繊維製品を使用のため貸し出し、使い終わった後に回収して洗たくをして、さらに貸し出すことを営業とするリネンサプライ業、貸しおしぼり、おむつ業も含まれる。



Q クリーニング業にあてはまるものはどれか（ ）に○をつけよう！

（ ） ドライクリーニング

（ ） リネンサプライ業

（ ） コインランドリー

（ ） 生き洗い

（ ） 貸しおむつ，おしぼり業

（ ） 車のクリーニング

様々なクリーニング業

○一般的なクリーニング所

- ・水洗い、ドライクリーニング、しみ抜き、乾燥、プレス、仕上げ等洗たく物を処理するクリーニング所
- ・ウェットクリーニング、皮革製品のクリーニング、生き^い洗い等も含まれる。

○リネンサプライ業

- ・繊維製品の^{ちんたい}賃貸業とクリーニング業を重ね合わせた様なもの。
(ホテル、レストラン、ユニフォーム、病院寝具)
- ・貸しおしぼり業、貸しおむつ業も含まれる。



クリーニング業に含まれないもの

○コインランドリー

- ・洗濯が客のセルフサービス（自分で行う）によって行われる。営業者は衣類を洗濯することを営業としているのではなく、単なる洗濯機等の賃貸業であることからクリーニング業にはならない。

○洗い張り業

- ・着物等の衣類を分解して洗濯を行い、元の状態に戻して返^{へんきゃく}却をする。「衣類等を原形のまま洗たくする」という定義から外れるため、クリーニング業にはならない。

<練習問題>

- 1 クリーニング業法に^{きてい}規定される定義に関する条文です。()にあてはまる語句を選びなさい。

「この法律で、『クリーニング業』とは、(1)または洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品または、皮革製品を(2)のまま洗濯すること(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを繰り返し行うことを含む。)を営業とすることをいう。」

(1) ア 水
イ 溶剤
ウ ブラシ

(2) ア 形状
イ 現状
ウ 原形

- 2 クリーニング業法に基づくクリーニング業の適用を受けないものを選びなさい。

ア 洗濯物の受取及び引渡しを行う営業
イ いわゆるリネンサプライ業
ウ いわゆるコインランドリー業